

## 坂東市立公民館新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

(令和2年6月30日～)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間の措置として利用方法を制限させていただきます。利用者の皆様には感染防止の徹底を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

### 1 健康チェックと手洗い等の徹底

- ①検温及び体調の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合、同居家族や知人に感染が疑われる場合は施設の利用をご遠慮ください。
- ②感染拡大予防のため、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底していただきます。

### 2 施設利用にあたっての留意点

- ①3密の回避の徹底。各部屋とも定員の3分の1以内の人数での利用をお願いします。ただし、猿島公民館講堂の人数制限の上限は100名となります。
- ②対面での会議やミーティング等を行う場合は、正面に座ることを避け人と人との距離を最低1メートルできれば2mとるようにしてください。
- ③利用の前後、及び利用中1時間に2回程度は窓を開けて換気を行ってください。
- ④利用後は、机、椅子、ドアノブ等を次亜塩素酸水で消毒してください。  
消毒セットは、事務室で用意します。
- ⑤上記事項を誓約し、公民館使用に関するチェックリスト（別紙1）及び公民館来館者名簿（別紙2）の提出をお願いします。

### 3 感染拡大防止のための利用制限

- ①岩井公民館視聴覚室の利用につきましては、利用の前後及び利用中1時間に2回程度、必ず出入り口の扉、排煙換気窓を開けて換気を行うことを条件とさせていただきます。
- ②近距離での会話・発声・高唱や、接触を伴う活動については、利用を制限させていただきますので、ご了承ください。併せて、活動形式・内容の見直しと工夫をお願いします。

利用の制限につきましては、今後の状況を勘案したうえで、新たな方針が決定次第、改めてお知らせいたします。